

試験研究用等原子炉施設等での原子力災害発生時における 東海村民の広域避難に関する協定書

日立市、常陸太田市、高萩市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、城里町及び大子町（以下「避難受入市町」という。）と東海村とは、東海村内及び周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時」という。）における東海村民の茨城県内広域一時滞在（以下「県内広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難受入市町及び東海村が原子力災害時に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8の規定に基づき行う東海村民の県内広域避難を円滑に実施するため、必要な手続を定める。

（県内広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時で東海村民の生命又は身体を災害から保護するため、東海村長が県内広域避難の必要があると認めるときは、避難受入市町は東海村民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、東海村民を受け入れる。

2 避難受入市町は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を東海村民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。

3 避難所の開設等受入業務については、東海村の要請を踏まえて避難受入市町が行い、できるだけ早期に東海村へ避難所の運営を移管する。

4 県内広域避難に当たっては、東海村は茨城県と連携し、避難受入市町の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

（県内広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入市町長に対する県内広域避難の受入要請は、東海村長が行う。

2 前項の受入れの要請は、文書により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。

3 避難受入市町は、東海村と県内広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、避難受入市町が県内広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、東海村が避難受入市町と協議して決定する。

（避難退域時検査）

第5条 県内広域避難を行う東海村民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び東海村民の安全・安心のため、「試験研究炉等に係る原子力災害に備えた茨城県「屋内退避及び避難誘導計画」ガイドライン」及び「茨城県避難退域時検査及び簡易除染実施マニュアル」に基づき、茨城県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資，防災資機材等（以下「必要物資」という。）については，東海村が茨城県と協力し確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は，東海村は避難受入市町に対し必要物資の一部の貸与又は提供を要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県内広域避難に要した費用は，法令その他別に定めがある場合を除き，東海村が負担する。

2 東海村は，前項に規定する費用を支弁する暇がない場合等やむを得ない事情があるときは，避難受入市町に対し当該費用について支払いを求めることができる。避難受入市町は，当該費用の支払いに係る請求を東海村に対して行い，東海村は当該請求後，避難受入市町に当該費用を速やかに支払うものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については，避難受入市町及び東海村が協議の上，決定する。

この協定の締結を証するため，本書9通を作成し，各市町村記名押印の上，各1通を保有する。

令和6年 3月28日

日 立 市 長 小 川 春 樹

常 陸 太 田 市 長 宮 田 達 夫

高 萩 市 長 大 部 勝 規

ひ たち な か 市 長 大 谷 明

常 陸 大 宮 市 長 鈴 木 定 幸

那 珂 市 長 先 崎 光

城 里 町 長 上 遠 野 修

大 子 町 長 高 梨 哲 彦

東 海 村 長 山 田 修